

車両出入口部の設置基準について

昭和51年6月25日道維第209号
各土木事務所長あて 土木部長通知

改正 昭和58年7月20日道維第152号
各土木事務所長あて 土木部長通知

改正 平成4年4月10日道維第16号
各土木事務所長あて 土木部長通知

改正 平成9年12月4日道維第203号
各土木事務所長あて 土木部長通知

改正 平成11年12月30日道維第210号
各土木事務所長あて 土木部長通知

このことについては、昭和51年6月25日付け道維第209号で取扱方針を通知したところですが、このたび別添のとおり車両出入口部の設置基準の一部改正をしたので、今後は本基準により事務処理されるよう通知します。

なお、駐車場法第11条による路外駐車場の車両出入口部については、適用しないこととします。

車両出入口部の設置基準

1 車両出入口部

車両出入口部は、自動車が車道と沿道隣接地の出入に必要な箇所及び幅を定めて歩道部を自動車加重に耐えるように構造変更するものである。

車両出入口は、歩行者専用道である歩道の一部を車道とするものであるので、その設置にあたっては、歩行者等の利便を第一に考慮すること。

車両出入口は、自動車の利用状況に応じて次の基準により設置するものとする。

(1) 車両出入口部設置基準

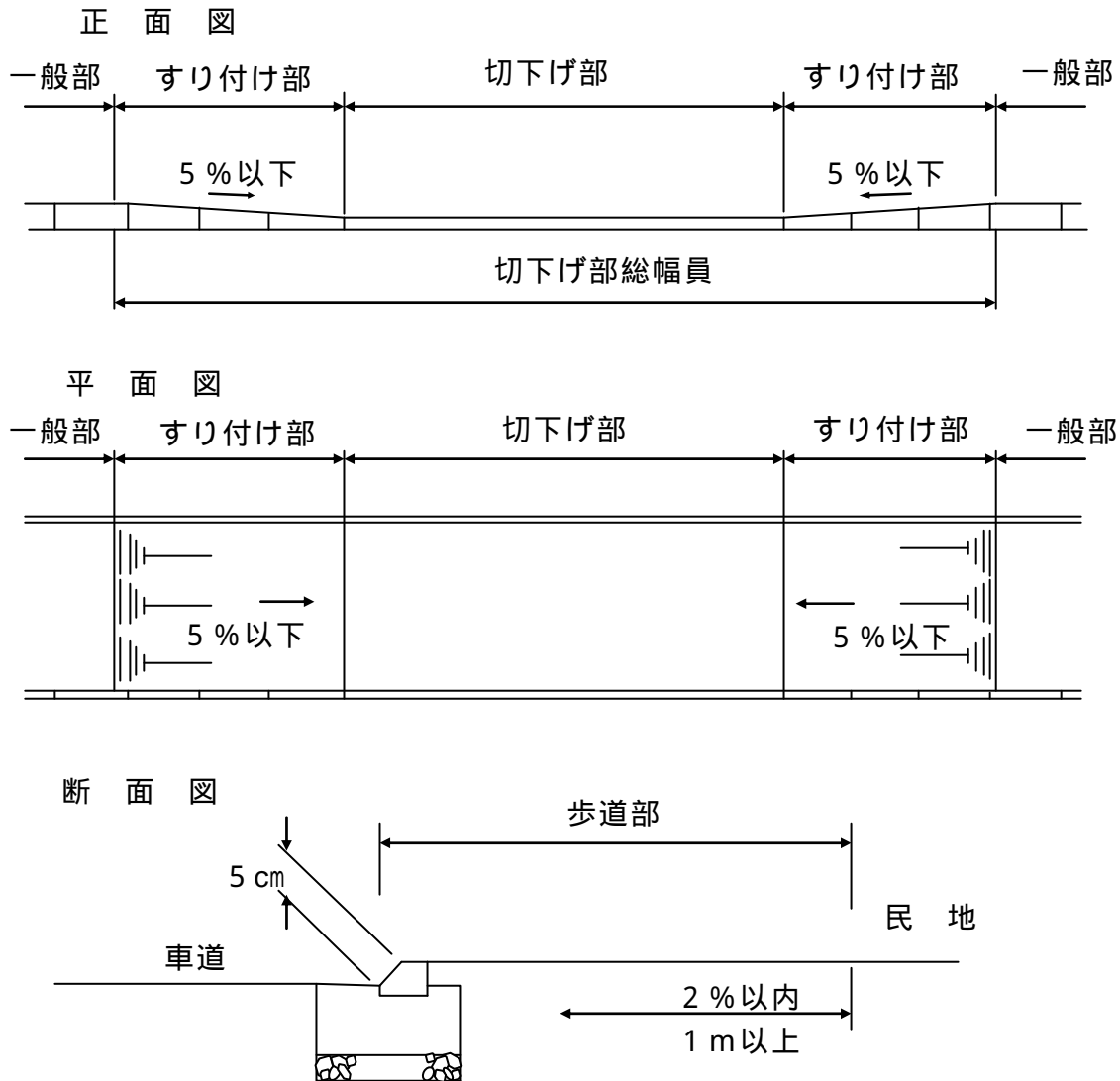
表1

区分	車種別区分				切下幅	総幅員
	総重量	車種	幅	長		
A	0～1t	軽自動車	1.3m未満	3.0m未満	1.8m	9.8m以下
B	1～4.5t	乗用車 小型トラック	1.3～2.5m未満	3.0～5.0m未満	3.6m	11.6m〃
C	4.5t以上	普通貨物 トラック等	2.0～2.5m〃	7.5m 〃	6.0m	14.0m〃
D	〃	〃	〃	10.0m 〃	7.2m	15.2m〃
E	〃	〃	〃	12.0m 〃	9.0m	17.0m〃

注1 現場の状況並びにその他特別な理由により上記によりがたい場合には車両の軌跡図から決してもよい。

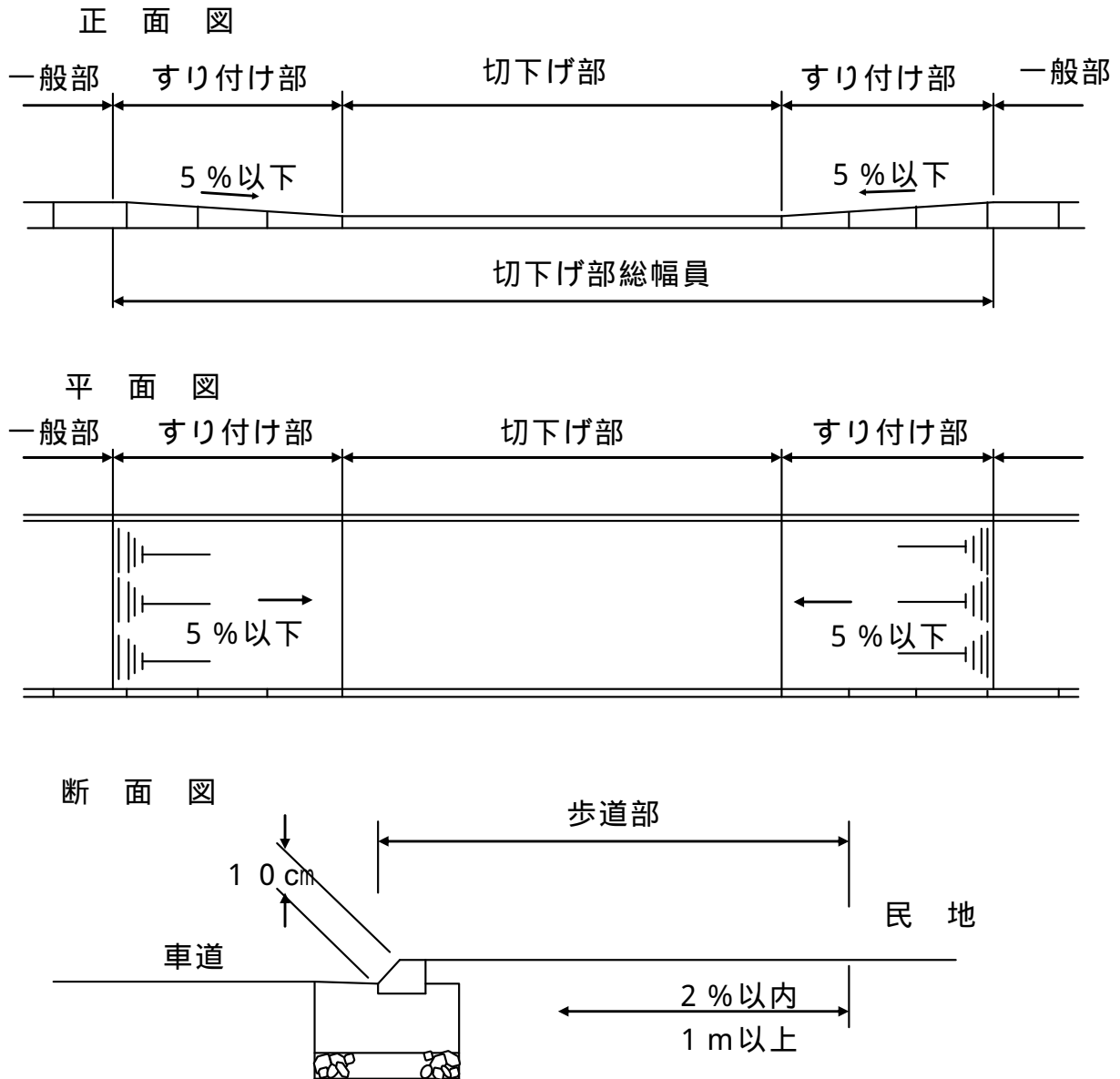
(2) 車両出入口部設置基準図

ア GS・ドライブイン等で車両の出入が多い場合



- 注
- ・縦断方向への取付けは、5%以下とすること。
 - ・民地側への取付けについては、2%以内の勾配区間を1 m以上確保するものとし、歩道の幅員その他の理由によりそれが困難な場合は全面切下げとする。
 - ・全面切下げをする場合、道路占用物件の土被りが規定どおり確保できない場合は、防護措置を施すなど占用物件の破損防止に努めるものとする。
 - ・切下げが連続する場合は、歩道舗装面の高さを切下げ部の高さに合わせるなど歩行者の利便性に十分配慮すること。

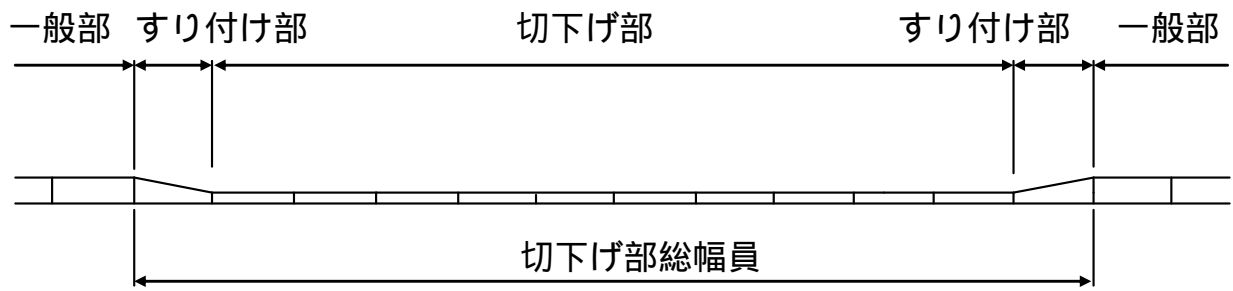
イ 民家等で車両の出入りが少ない場合



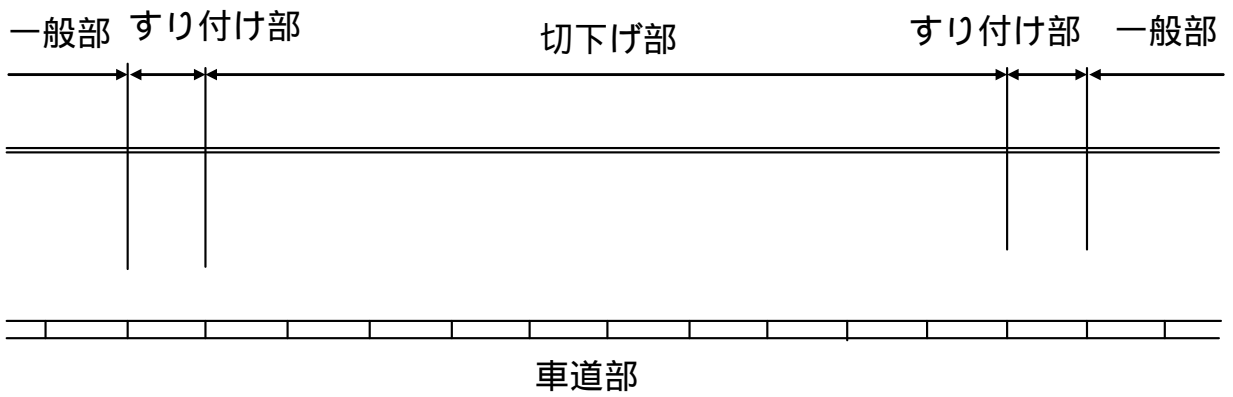
- 注
- ・横断歩道部の切下げは、平成11年9月10日付け建設省都街発第57号、建設省道企発第78号「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」によること。
 - ・縦断方向への取付けは、5%以下とすること。
 - ・**民地側への取付けについては、2%以内の勾配区間を1 m以上確保するものとし、歩道の幅員その他の理由によりそれが困難な場合は全面切下げとする。**
 - ・全面切下げをする場合、道路占用物件の土被りが規定どおり確保できない場合は、防護措置を施すなど占用物件の破損防止に努めるものとする。
 - ・切下げが連続する場合は、歩道舗装面の高さを切下げ部の高さに合わせるなど歩行者の利便性に十分配慮すること。

ウ フラット型歩道の場合

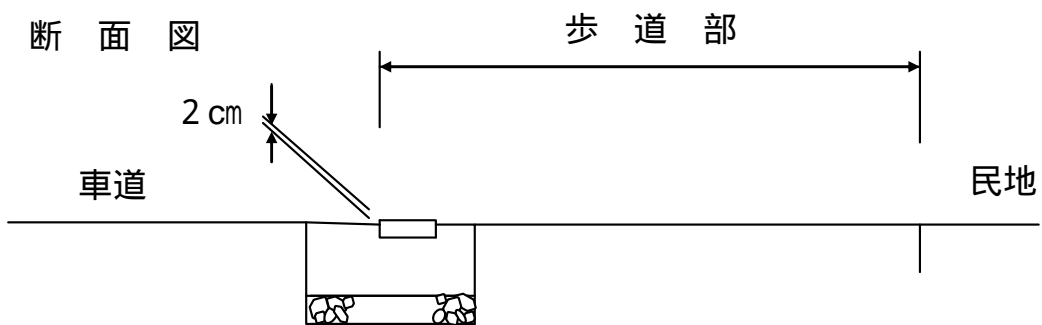
正面図



平面図



断面図



2 歩道切下げ承認の際の一般的基準

- (1) 横断歩道の設置してある箇所(民地への出入りの切下げ不可)横断歩道橋の昇降口付近、交差点の角部は、原則として認めないこと。
- (2) 縁石の切下げは自動車の出入状況に応じ最小限とすること。
- (3) 乗入れは原則として直角とする。ただし、やむを得ない場合でも60°以上とすること。
- (4) 道路の縦断勾配が特に急勾配(8%以上)の場合は設置しないこと。
- (5) その他、設置箇所については次項に定める区域は原則として認めないものとする。
 - ア 道路の曲がり角から8m以内の部分
 - イ バス停留所標示箇所から10m以内の部分
 - ウ 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の道路に接する出入口から5m以内の部分
 - エ 消火栓等から5m以内の部分
 - オ 火災報知器から1m以内の部分
 - カ その他公安委員会が指定した場所等
- (6) 出入口は1箇所を原則とする。ただし、ガソリンスタンド及びドライブイン等で特に必要性が認められる場合には2箇所とすることができる。
- (7) 他に車両出入口を確保できない場合を除き、土地区画整理事業等の土地開発に伴い道路管理者との協議により、車両の出入りを制限した箇所については、車両出入口部の設置を原則として認めないこと。

3 技術的な検討事項

- (1) 切下げの幅員は必要最小限とすること。(一車線の場合は3.6mとする。)
- (2) 出入口切下げ区間の縁石は路面からマウンドアップ型は5cmまたは10cmとし、フラット型は2cmとすること。
- (3) 切下げた歩道のすり付けは5%以下の勾配を原則とすること。
- (4) 切下げ部の舗装構成は使用する幅員、車種により次表を標準とする。

ア コンクリート舗装の場合

表 2

切下げ幅	コンクリート版厚	路盤厚	コンクリートの仕様
4 m以下	7 cm	1 0 cm	$f_{28} = 160\text{kg} / \text{cm}^2$ 粗骨材最大寸法 40mm スランプ 5 cm
6 m以下	2 0 cm	2 0 cm	
8 m以下	2 0 cm	2 5 cm	

注 特殊な場合は別途に舗装構成を検討すること。

イ アスファルトコンクリート舗装の場合

表 3

切下げ幅	アスファルト合材厚	路盤厚	仕 様
4 m以下	3 cm(注 1)	1 0 cm	表層は修正トペカ又は密粒度アスコン 基層は粗粒度アスコン 路盤はクラッシャーラン (最大粒径 40mm)
	5 cm(注 2)	2 0 cm	
6 m以下	7 cm	25-30	
8 m以下	5) 1 0 cm 5	30-40	

注 1 一般民家の乗用車だけの使用に供する場合。

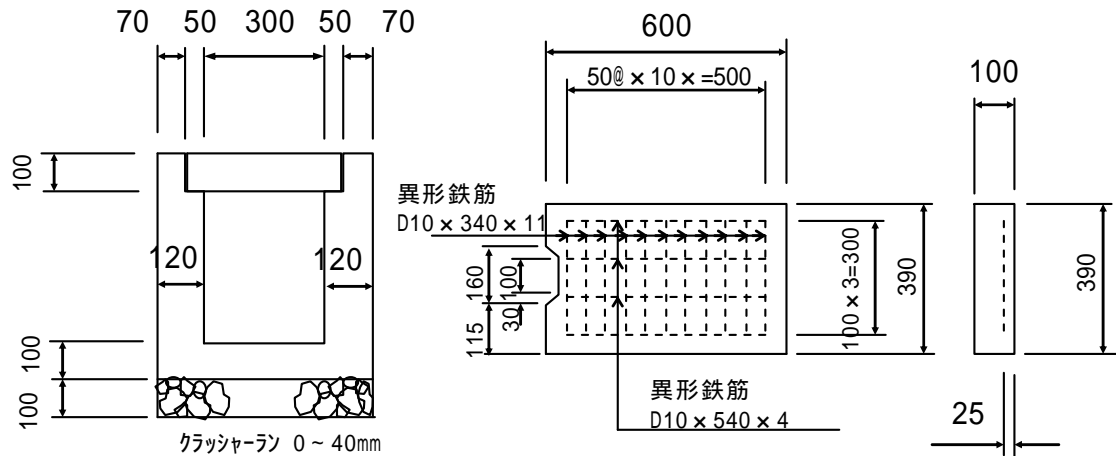
注 2 商店等で小型トラックが頻繁に出入する場合。

注 3 特殊な場合は別途に舗装構造を検討すること。

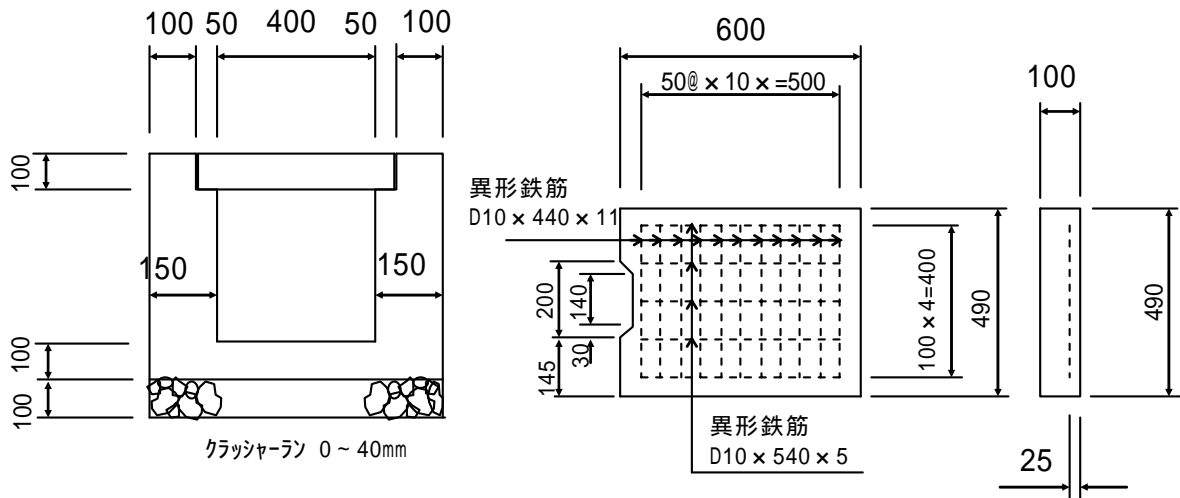
(5) 側溝等の補強を必要とする場合の標準は、補強した側溝の各部の厚さは下図を標準とする。

ア 側溝等の標準基準図

区分 A、B に適用する。



区分 C、D、E に適用する。



注1 側溝の内幅及び深さは現場の状況により決定すること。

注2 現場の状況並びにその他特別な理由により上記によりがたい場合には別途検討し決定してもよい。

イ 歩車道境界ブロックの構造基準図

